

写

令和7年12月5日

議長 烏野 隆生様

提出者 高比良 正明

賛成者 河合 達雄

同 殿 本 マリ子

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第11号 岸和田市長の政治倫理に関する条例の一部改正について

岸和田市長の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市長の政治倫理に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の政治倫理基準を定めることにより、政治倫理の確立を期し」を「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長が市民全体の奉仕者として、その倫理性を自覚し、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使することによって、いかなる報酬も受領しないことを市民に宣言し」に、「民主的な」を「開かれた」に改め、「市政の発展」の次に「及び民主政治の健全な発達」を加える。

第2条第1項第1号中「岸和田市」を「市民全体」に改め、「として、」の次に「その」を加え、「害するような」を「損なう一切の」に、「しない」を「慎む」に改め、同項第2号中「その」を「常に市民全体の利益を指針として行動するとともに、人格と倫理の向上に努め、その」に、「不当に金品を」を「いかなる金品も」に改める。

第2条第1項第7号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 市から補助、助成等を受けている法人その他の団体の代表又はこれと同様の役職に就任しないこと。但し、別途条例等で定めるものを除く。

第2条第1項第6号を同項第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 緊急の場合を除き、市職員への電話、訪問、公務時間外の呼び出しをしないこと。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等公序良俗に反する言動をしないこと。なお、「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 言葉、行為等により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

イ 社会的又は性差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

ウ 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ 性的指向、性自認等の望まない暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

第2条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「職員」を「市職員」に、「公正な職務の執行」を「日常業務の遂行」に、「又はその権限を不正に行使するよう働きかけ」を「るような、いやがらせ、恫喝、強要等の言動をし」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市職員の採用、異動、昇格その他人事に対し、市民に疑念を持たれるような関与をしないこと。

第3条第1項中「1親等」を「3親等」に、「市長等経営企業等」を「市長関係企業等」に、「市又は市関係団体」を「市長関係企業等が資本金、基本金その他これに準ずるもの4分の1以上を出資している法人」に、「を辞退するものとする。ただし、災害その他特別の事情があるときは、この限りでない。」を「の入札に参加することができない。又随意契約もできないものとする。」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長等経営企業等」を「市長関係企業等」に改め、同項第1号中「又は」を「及び」に、「3分の1を超える」を「4分の1以上の」に改め、同項第2号中「年額300万円を超える」を「顧問料等その名目を問わず」に改める。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

(政治倫理審査結果報告書の保存)

第11条 市長は、第7条の規定により政治倫理審査会から送付された政治倫理審査結果報告書を、永年保存しなければならない。

(虚偽報告等の広報)

第12条 市長は、政治倫理審査結果報告書において、資産等報告書等の報告者に当該報告書等の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を政治倫理審査請求代表者及び広報紙等で広く公表しなければならない。

(市長が職を退き、又は死亡した場合の責務)

第13条 第2条第2項にある疑惑を待たれた際の説明責任、第8条にある審査に必要な協力、第11条にある政治倫理審査結果報告書の保存についての責務は、当該人物が市長の職を退き、又は死亡した場合を含むものとする。当該人物が死亡している場合には、相続人がその責務を承継するものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「前条」を「第5条」に改め、「市長」の次に「及び議長」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(政治倫理審査会)

第6条 政治倫理審査会の委員は、13人とし、うち6人を議員のうちから、7人を法第18条に定める選挙権を有する市民で公募に応じたもののうちから、公正を期して市長が委嘱する。

2 政治倫理審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の3分の2以上の同意を要する。

3 政治倫理審査会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 前各項に定めるものほか、政治倫理審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

2 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市長政治倫理審査会の項中「3人以内」を「13人以内」に改める。

理 由

佐野市長は、本年 6 月議会で岸和田市長の政治倫理に関する条例を上程し、私も 6 月 24 日の会派代表質問で質問をしたこところだが、当該条例案の提出にあたり、議案説明時には内容が提示されず、6 月 11 日が質問通告の締切りであるにもかかわらず、条例文書は 13 日に提示される予定で、それについて事前に確認することができない状況で、審議できない旨を 6 日に発言したことで、9 日に条例案が提示され、議長からも注意されたような、逃げ足速く成立させようとしたものであり、内容においても 2009 年に策定された岸和田市議会議員政治倫理条例を基にしながらも、時代に逆行する。

議会が今後改定を予定中の当該条例に輪をかけて市長に甘く、詳しいハラスメントの説明もなく、市民も入らず、わずか 3 名での政治倫理審査会や、市民がその開催請求をする際には、1 か月以内に有権者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって行うとはあるものの、それには政治倫理基準に違反する行為を行った疑いのあることを証する資料を添付する必要性があり、有権者による調査請求すら規定されていない欠陥条例であることは、上程時に指摘したところです。

今回は、その欠缺について、是正すべく提起したものである。